

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書

税関様式C第1000号

令和 年 月 日 殿	照 会 者 の 住 所 、 氏 名	輸入者符号 (担当者) (電話番号)
	代 理 人 の 住 所 、 氏 名	

下記貨物の <input type="checkbox"/> 関税率表適用上の所属区分 及び 統計品目番号 <input type="checkbox"/> 関税率 (EPA税率以外) <input type="checkbox"/> EPA税率 <input type="checkbox"/> 内国消費税等の適用区分及び税率 <input type="checkbox"/> 他法令 について照会します		製造地 製造者		
品名、銘柄 及び型番		単価	輸入申 告予定 官署	
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input type="checkbox"/> 未到着	見本及び参考資料 <input type="checkbox"/> 見本 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> カタログ <input type="checkbox"/> 説明書 <input type="checkbox"/> 分析成績 <input type="checkbox"/> その他 () 見本の返却 (要・否) 見本の取扱い () 参考資料の返却 (要・否)		
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無		照会貨物に係る事前教示実績 (有・無) (事前教示番号) 類似貨物に係る輸入実績 (有・無) (輸入申告番号)		

照会貨物の説明 (製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等)

関税率表適用上の所属区分等に関する意見 (有 無)

非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3参照)	要・否	非公開理由			
非公開期間	() 日	(180日を超えない期間)	続	補足説明書	要求・提出、枚

(注) 裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格A 4)

○事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ

○事前教示照会に際して提出する見本及び参考資料に係る確認書

項目	確認欄
⑥ 返却を必要とする見本又は参考資料を提出する場合、提出後の税関による確認や取扱い、その他運送時も含めた偶発的な事故等のため、提出時と同一の状態で返却できない可能性がある旨承諾します。	はい・いいえ ・ 提出なし
照会者 又は その代理人	氏名又は名称
	住所又は 所在地

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出してください。「照会貨物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることとなりますので、注意してください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書(変更通知書兼用)は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間(180日を超えない期間に限ります。)非公開とする必要がある場合には、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。
- また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。
- 税関は提出された見本の取扱いに細心の注意を払いますが、関税分類の検討のために使用等させていただく場合があり、提出時の状態で返却することができない可能性があります。

(規格A4)